

# 所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業

## 公募型プロポーザルに係る質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No		ページ	該当箇所	質問	回答
1	募集要項	P5	6.企画提案書作成にあたっての留意事項(1)	提案者が特定できる要素の記載については禁止となっておりますが、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の企業名等の記載も禁止になりますでしょうか。禁止の場合、協力企業の企業名は別紙等でお示しすれば良いでしょうか。	事業を実施するにあたり必要な企業名記載は可とします。 本事項の意図は企画提案書に必要なないロゴ等の記載を禁止するものです。
2	募集要項	P5	5.企画提案書の内容(1)ケ及び官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No26	撤去費用の見積額の計算に使用する解体等積立金は、資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」に記載の解体等積立基準額のうち、2024年度の屋根・10kW以上の1.12円/kWhで良いでしょうか。 また発電電見込量 (kWh) は、事業期間中11～20年目の10年間における、自家消費量ではなく発電量の合計で良いでしょうか。	お見込みの通りです。
3	参考資料	P11	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No34	官民対話の回答No.34では、「太陽光設備の荷重等を原因として建物等への損害が生じた場合は、本書面の有無にかかわらずに、リスク分担表のとおり事業者の責任となります。」とありますが、官民対話では、『事業者側から提出された書面等を参考に、最終的な設置判断は市が行うため、太陽光設備の荷重等を原因とし建物等への損害が生じた場合に、本書面を理由に事業者側へ責任を負わせることはない』とお聞きしたと記憶しています。 太陽光設備の荷重等を原因として建物等への損害が生じた場合の責任はどちらがもつのでしょうか。	リスク分担表では、太陽光設備の荷重等を原因として建物等への損害が生じた場合、「設備に起因する施設への障害」となり、「原因者が負担」することとなっています。 この場合の原因者とは、提出された書面等の重大な誤りや施工不良による場合は事業者、提出された書面等に従い施工等されている場合は市であると考えています。 その判断が難しい場合は協議事項とします。

## 所沢市PPA方式による第2学校給食センター太陽光発電設備導入事業 公募型プロポーザルに係る質問とそれに対する回答

※事業者特定を避けるため、質問・意見の表現は一部修正しています。また、重複する意見は集約しています。

No		ページ	該当箇所	質問	回答
4	参考資料	P19	官民対話での意見及び質問とそれに対する回答No52	<p>官民対話の回答No.52によると、地震については事業者リスクの範疇との記載がありますが、仕様書の責任分担表によると、不可抗力の負担者は市及び事業者ともに○となっています。</p> <p>地震保険に入っていない場合に地震による損害が生じた場合、その損害の負担はどのようなになるのでしょうか。</p> <p>また、地震保険に入っている場合に地震による損害（保険金額を超えるもの）が生じた場合、その損害の負担はどのようなになるのでしょうか。</p>	<p>地震による損害はリスク分担表の「不可抗力」のとおりとし、保険に加入していない場合は「保険等又は同等の措置を超えるもの」として扱います。</p> <p>官民対話の回答No.52を「当該箇所から地震保険の記載を削除し、加入は提案事項とします。」と修正します。</p>